

新潟県と新潟県歯科医師会との災害救助の協力に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と社団法人新潟県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、非常時における災害救助法（昭和22年法律第18号。以下「災害救助法」という。）に基づく救助に万全を期すため、次により協定を締結するものとする。

（救助の協力）

第1条 乙は、災害救助法に基づいて甲が行う救助のうち、医療に関する救助の実施について、この協定の定めるところにより協力するものとする。

（救護班の編成）

第2条 乙は、非常災害に備え、乙の会員を班長とする救護班を相当数編成するものとする。

（救護班の派遣）

第3条 乙は、甲から救護班の派遣要請があった場合は、直ちに救護班を被災地に派遣するものとする。

（医療施設の利用）

第4条 救助は救護班によることを原則とするが、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して救助を行う必要のある場合等において、乙は、乙の会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らうものとする。

（救助の範囲）

第5条 乙が行う救助の範囲は医療とし、その内容は災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号。以下「救助法施行細則」という。）第5条に定めるところによるものとする。

（医薬品及び衛生材料）

第6条 救助に必要な医薬品及び衛生材料は原則として、乙の会員の手持ちのものを使用するものとする。

ただし、甲は、必要な場合は補給の措置を講ずるものとする。

（救護班等の報告）

第7条 救護班の班長及び医療機関の長は、救助を行った場合においては必要な記録を行うとともに、乙及び甲に報告するものとする。

なお、記録は災害救助実施要領（昭和41年1月20日付け消第90号総務部長通達）に定める様式により行うものとする。

（費用弁償）

第8条 甲は、この協定による救助に要した費用については、救助法施行細則に定めるところにより、費用弁償を行うものとする。

（扶助金）

第9条 甲は、この協定による救助活動に従事した者が、このために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）に定めるところにより扶助金を支給するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の確実を期するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年2月14日

甲 新潟市新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 平山征夫



乙 新潟市堀之内南3丁目8番13号

社団法人新潟県歯科医師会

会 長 岡 田 恒

